

付表　中国の对外開放の歩み（一九七八年十二月～九二年四月）

一九七八年

12月18日

中共第十一期第三中全会開催、改革と对外開放路線を確立。

一九七九年

（22日）

6月18日 第五期全人代第二回会議開催、「中華人民共和国中外合资經營企業法」批准（七月八日公布・実施）。

7月8日 国務院が中国国際信託投資公司の設立を批准（新華社報道）。

7月15日 中共中央が廣東省、福建省に「特殊政策と彈力的措置」の実施を認可。

8月13日 國務院が对外貿易經營權の地方および企業への委譲、外貨留保制度の実施を公布。

一九八〇年

1月16日

鄧小平氏が今世紀末まで「中国式近代化」の実現を提出。

第五期全人代常務委員会第一五回会議が廣東省の深圳、珠海、スワトー（汕頭）と福建省のアモイ（廈門）に經濟特区の設置を決定。「中華人民共和国廣東省經濟特区条例」を批准。

8月30日 第五期全人代第三回会議が開催、「中華人民共和国外合資經營企業所得稅法」と「中華人民共和国個人所得稅法」を批准（9月11日公布・実施）。

12月10日 国務院が「中華人民共和國中外合資經營企業所得稅法施行細則」と「中華人民共和国個人所得稅法施行細則」を批准。

一九八一年

1月21日

11月30日

12月13日

一九八二年

2月17日

一九八三年

9月20日

一九八四年

5月4日

10月10日

國務院が「技術導入と設備輸入に関する暫定条例」を公布。

第五期全人代第四回会議が開催、「中華人民共和國經濟契約法」と「中華人民共和國外企業所得稅法」を批准（それぞれ八二年七月一日と一月一日より実施）。

國務院が「中華人民共和國外企業所得稅法施行細則」を批准。

第六期全人代常務委員会第二回会議が「中華人民共和國中外合資經營企業所得稅法」の修正に関する決定を認可。

國務院が「中華人民共和國中外合資經營企業法實施条例」を公布。

中共中央、國務院が大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、溫州、福州、廣州、湛江、北海の一四の沿海都市の開放を決定。

中共第十二期三中全会が「経済体制改革に関する決定」を認可。「計画的商品經濟」の発展を提出。

付 表

一九八五年

2月18日

中共中央、國務院が長江(揚子江)デルタ、珠江デルタと閩南デルタを「沿海開放区」と指定。

3月21日

第六期全人代常務委員会第十回会議が「中華人民共和国涉外經濟契約法」を認可(七月一日から施行)。

5月24日

國務院が「中華人民共和国技術導入契約管理条例」を公布。

一九八六年

4月12日

第六期全人代第四回会議が「中華人民共和国外資企業法」を認可(当日から公布・施行)。國務院が「外国企業投資を獎励することに関する規定」を決定。

一九八七年

6月23日

第六期全人代常務委員会第二回会議が「中華人民共和国技術契約法」を認可(十一月一日から施行)。

10月11日

中共第十三期全国代表大会が開かれ、「社會主義初期段階論」を提出。

11月1日

一九八八年

1月22日

趙紫陽・中共中央總書記が「沿海地区經濟發展戰略」を提出(新華社報道)。

3月12日

國務院が對外貿易体制改革の深化を決定(新華社報道)。

4月8日

新華社の報道では、國務院は沿海開放地区として一四〇県を追加。これによつて、開放地区は二八八県、約三三万平方キロメートル、一・六億人口の範囲に拡大。

開

4月13日

第七期全人代第一回会議閉幕、「中華人民共和国中外合作經營企業法」、海南省と海南特区の設置を認可。

7月3日

「國務院の台灣同胞投資を獎励する規定」を公布(第七号國務院令)。

8月27日

「中華人民共和国と日本国との投資の獎励及び相互保護に関する協定」が締結。

一九八九年
4月20日

全国外国投資企業工作会议開催、外資の効率的導入の必要性を強調。

一九九〇年
6月6日

「天安門事件」発生、米国をはじめ西側諸国が対中経済制裁を発動。

一九九〇年
2月5日

経済特区工作会议が深圳で開催。特区に対する特別政策の継続を確認。

一九九〇年
3月29日

日中投資促進機構が東京で正式発足。

一九九〇年
5月19日

「外国投資大規模土地開発經營暫定管理弁法」、「都市部土地使用権譲与・譲渡暫定条例」を公布・施行。

一九九〇年
6月7日

中日投資促進委員会設立。

一九九〇年
9月22日

第十一回アジア競技大会が北京で開催。三七カ国から六五七八人参加。

一九九〇年
10月7日

深圳で経済特区設立十周年祝賀大会開催。

一九九〇年
11月26日

对外經濟貿易部が「(全額)外資企業法実施細則」を公布施行。

一九九〇年
12月12日

中共第十三期中央委員会第七回総会開催、「国民經濟・社会發展一〇カ年計画と第八次

五カ年計画の策定に関する提案」を採択。

五カ年計画の策定に関する提案」を採択。

付 表

一九九一年

3月25日
～4月9日

第七期全人代第四回会議開催、「國民經濟・社會發展一〇カ年計画と第八次五カ年計画要綱」、「外資投資企業所得税法」など審議・採択。

6月5日
6月12日

北京で中日両国の投資促進機構が初の合同会議開催。
錢其琛外相、李嵐清対外經濟貿易相らが第三回APEC総会出席のため、韓国を訪問。

11月30日
12月16日

中国、台灣、香港がAPECに同時加盟。
上海で初の海外向け人民元特殊株式（B種株）発行。

11月30日
12月16日

上海で初の海外向け人民元特殊株式（B種株）発行。
台灣との交流促進を目指す海峡两岸関係協会が発足。

11月30日
12月16日

鄧小平氏が深圳、珠海、上海などを視察、改革・開放促進の談話を発表。

1月18日
～2月21日

中共政治局全体会議開催、鄧小平氏の改革・開放加速化路線を確認。

3月9日
～10日

3月9日
～10日

第七期全人代第五回会議開催、李鵬首相の「政府活動報告」を一五〇カ所修正、改革・開放の加速化を強調。

3月20日
～4月3日

「アジアを見る眼」シリーズ発刊にあたって

地中海から太平洋まで、この広くアジアと呼ばれる地帯には幾十かの国がある。その大部分は第二次世界大戦以後、古い植民地体制から脱して新興の独立国となつたものである。世界の人口の半ば以上のものがここにある。これらの新興国はそれぞれの立場に立つて、建国創業の仕事に力をつくしている。

その業は果たして障害なく着々と進んでおるか。だれもがこれに対し頭をかしげるであろう。そしてだれもがアジアは「流動的」であるという。

流動的とは何であるか。また何でないか。いくたの混みいいた事態のなかを、一本の金の線が人々發展的に縫つているのも流動的である。経済は着々と成長し、政治は一つの体制のなかで徐々に整備されるような場合がそれである。

アジア諸国 대부분については、事態はこのように簡単ではない。もちろん、経済の場面には大きな發展・成長の芽生えはある。しかし、他面においてそれを抑制するものが力づよい。またおよそ發展や成長を考える場合、在来流行の理解によるパターンを以つてするのが果たして正しいか、との疑問もでてくる。さらに政治体制については、イデオロギーの対立、複合民族国家における特殊なナショナリズムに伴う民族や種族間の闘争があつて、政治的安定はなかなか期すべくもない。独立国家の幼年期に伴う政治的、行政的未熟もまた考えられるべき大きな原因である。

こういう次第で、アジアが流動的であるとは、一つの混沌を意味するものといえようか。そしてその上に立つていかなる経済・社会・政治の体制が整いだされるであろうか。——この意味で二〇世紀後半のアジアは世界における「問題」、いな最も大きな「問題」である。

アジア経済研究所は、まさにこの「問題」の理解に向かって、ひたすら前進をつづけている。われわれの期するところは、まさにそれぞれの国の現実に即した精確な知識を供給しよう、そしてこの大きな「問題」について静かなサービスをいたそうとするに尽きる。設立以来すでに七カ年余り、専らそういう道を歩んできだし、今後もそれに変わりはない。このシリーズは、多くの研究や調査の報告書、現地調査を土台として、アジアについての解説書・教養書たることを目標とするものである。

一九六六年三月